主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人中山淳太郎の本件控訴趣意は別紙控訴趣意書記載の通りであるからその主 張の各点に対し当裁判所は次の通り判断する。

第一点について。原審に於ける証人A、B、C、D、E、F等〈要旨〉の各供述記載によれば被告人と同人等とは平素全然交際のない間柄であることが窺われるからたとえ被告人が〈/要旨〉G協会の副会長であり右の者等が同協会の会員であつたとしてもそのことだけで被告人と同人等との関係は公職選挙法第百三十八条第一項に所謂密接な間柄にあるものとは言えない。又被告人において同人との関係が同条項に所謂密接な間柄でないのに拘わらず密接な間柄であると誤信したとしてもそれは法の不知であつて処罰を免れることはできない。要するにこの点に関する弁護人の論旨は総て採用し難い。

以上の次第であつて本件控訴は理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条を適用 して主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 平井林 裁判官 久利馨 裁判官 藤間忠顕)